兵庫	1.021	1.014	1.000	
奈良	1.015	1.025	1.014	
和歌山	1.000	0.966	1.025	
鳥取	0.985	0.991	1.030	
島根	0.972	0.841	1.028	
岡山	0.990	0.997	1.026	
広島	0.999	0.988	1.013	0.992
山口	0.983	1.005	1.022	0.835
徳島	0.997	0.960	1.027	
香川	0.995	0.882	1.017	
愛媛	0.996	0.982	1.009	
高知	0.981	0.976	1.012	
福岡	0.999	0.986	0.996	1.061
佐賀	0.988	0.757	0.994	0.610
長崎	0.987	0.936	1.008	0.881
熊本	0.987	0.966	1.015	0.583
大分	0.996	0.955	1.010	
宮崎	0.989	0.968	1.007	
鹿児島	0.979	0.957	1.015	
沖縄	0.969	0.915	0.986	1.029

兵庫	1.021	1.018	1.130	
奈良	1.017	1.029	0.977	
和歌山	1.000	0.968	0.975	
鳥取	0.984	0.994	0.970	
島根	0.972	0.841	0.973	
岡山	0.992	0.999	0.973	
広島	0.999	0.989	0.961	1.005
山口	0.984	1.005	0.976	0.839
徳島	0.998	0.961	0.971	
香川	0.997	0.885	0.963	
愛媛	0.997	0.983	0.962	
高知	0.982	0.978	0.964	
福岡	0.998	0.989	0.947	1.652
佐賀	0.987	0.758	0.950	1.066
長崎	0.987	0.938	0.958	0.873
熊本	0.987	0.968	0.949	0.586
大分	0.995	0.956	0.967	
宮崎	0.989	0.968	0.964	
鹿児島	0.979	0.959	0.960	
沖縄	0.968	0.912	0.955	1.023

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和元年度分の普通交付税から適用する。

○総務省令第三十号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）及び同法において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月二十三日

総務大臣　石田　真敏

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下「対象規定」という。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出） **第一条**　都道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額及び法第三条の二第二項に規定する自動車税減収見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。	（地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出） **第一条**　都道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該都道府県の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項に規定する住宅借入金等特別税額控除見込額に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。